令和５年（2023 年）１月３１日

保護者の皆様

県立大津緑洋高等学校
校　長　村 山　晋 一

校則改定に向けた防寒着・通学靴着用の試行について

厳寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素から本校教育に御理解御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、文部科学省は令和４年 12 月に「生徒指導提要」を改訂し、制定から一定の期間が経過した校則は、学校に必要な内容なのかを絶えず見直すよう明記しました。

そこで、大津緑洋高等学校の開校から 11 年が経過したことから本校の校則にあたる「生徒心得」の見直しを行うこととしました。

校則は、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものであるとともに、生徒の進路保障のためには社会的に受け入れられるものでなければならないと考えています。そして、その在り方については、生徒や保護者の皆様や学校関係者の方々の御意見を伺った上で定めていくことが望ましいと考えています。

つきましては、まずは防寒着と通学靴について下記のとおり試行期間を定めて着用を認め、校則の変更によって生徒の安全性や利便性が高まり、学校生活の質の向上に資するものとなるか検証しますので、御理解の上御協力くださるようお願いします。

また、今回の試行にあたって新たなものを購入する必要はありません。現在御家庭で着用させているものを通学用として御利用ください。

なお、試行期間に着用した防寒着・通学靴が校則改定後も全て着用を認められるわけではなく、学校として校則を定めていく上での検証材料であることを御理解くださるようお願いします。

記

１　期間　令和５年２月１日（水）から３月２０日（月）まで

２　内容　防寒着：防寒着として適切なものの着用を可とする。
　　通学靴：ローファーに加えて運動靴での通学を可とする。

３　備考　試行期間であっても、自他の生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、着用に制限を行うことがあります。

以上

担　　当
大津校舎　副校長　吉地　０８３７-２６-０５００
日置校舎　副校長　安部　０８３７-３７-２５１１
水産校舎　副校長　吉村　０８３７-２６-０９１１